

申告書確認表【留意事項】

項目	確認内容		留意事項
	No.		
受取配当等の益金不 算入 別表八の二	(受取配当等の額)		
	28	19欄、22欄、25欄、33欄又は34欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。 (例) 公社債の利子の額、MMF(追加型公社債投資信託)等の公社債投資信託の収益の分配の額、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額(外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託(ETF)の収益の分配の額を除きます。)、不動産投資信託の収益の分配の額、オープン投資信託の特別分配金の額、外国法人・特定目的会社・投資法人から受ける配当等の額、匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額	上記の(例)以外に、生命保険の契約者配当金、協同組合等の事業分量配当金等についても益金不算入の対象となりません。
	29	19欄の金額に、完全子法人株式会社等(その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等)に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	完全子法人株式会社等に係る配当等の額の計算期間が最長で1年であるのに対し、関連法人株式会社等に係る配当等の額の計算期間は最長で6月となります。
	30	20欄の金額に、関連法人株式会社等(その保有割合が3分の1超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等)に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	
	31	23欄の金額に、その他株式等(完全子法人株式会社等、関連法人株式会社等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等)に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	平成27年度税制改正により、株式等の区分及び益金不算入割合が次のとおりとされています。 ① 完全子法人株式会社等(株式等保有割合100%)…益金不算入割合100/100 ② 関連法人株式会社等(株式等保有割合1/3超)…益金不算入割合100/100 ③ その他株式等(株式等保有割合5%超1/3以下)…益金不算入割合50/100 ④ 非支配目的株式等(株式等保有割合5%以下)…益金不算入割合20/100 なお、②の関連法人株式会社等については、その配当等の額から当該株式等に係る負債利子等の額を控除した金額が益金不算入となります。
	32	29欄又は30欄の金額に、非支配目的株式等(その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等)に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。 なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託(ETF)の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。	
	33	29欄には保険業を行う連結法人が受ける配当等の額を、30欄にはその他の事業を行う連結法人が受ける配当等の額を記載していますか。	保険業を行う連結法人が受ける非支配目的株式等に係る配当等の額については、益金不算入割合が40/100となります。
	(負債利子等の額)		
34	3欄の金額は、各連結法人の損益計算書の支払利息(社債利息及び手形の割引料等を含みます。)の額の合計額(別表四の二付表において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額)と一致していますか。	社債利息及び手形の割引料以外に、従業員預り金、営業保証金、敷金その他これらに準ずる預り金の利子等についても支払利息に含まれます。	
35	4欄の金額に、各連結法人が他の連結法人に対して支払う社債利息及び手形の割引料等の額の合計額を含めていますか。	各連結法人が他の連結法人に対して支払う社債利息及び手形の割引料等の額の合計額を含めていない場合には、受取配当等の益金不算入額が過少となることがあります。	
36	最初連結事業年度の場合、前期末現在額(15欄～18欄)を0としていますか。	前期末現在額(15欄～18欄)を0としていない場合には、受取配当等の益金不算入額の計算に誤りが生じることがあります。	
37	17欄の金額は、各連結法人の貸借対照表の金額に法令第155条の8及び連基通3-2-7～3-2-9の調整をした後の金額の合計額となっていますか。	貸借対照表の純資産の部の控除項目として表示されている自己株式については、総資産の帳簿価額に加算する必要はありません。	
38	18欄の金額は、各連結法人の別表五の二(一)付表一に記載された評価損益を調整した後の期末関連法人株式会社等(他の内国法人の発行済株式等の3分の1を超える数等を当期又は前期の期末日以前6月の期間を通じて有している場合における当該他の内国法人等の株式等をいいます。)の税務上の帳簿価額となっていますか。	評価損益以外に、各連結法人の別表五の二(一)付表一に記載された株式の取得価額に算入すべきデューデリジェンス費用等の金額についても調整を行う必要があります。	